

審査結果概要書

平成 23 年 10 月 11 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	工場管理棟における空調設備の更新事業
排出削減事業者名	フジミ工研 株式会社
排出削減共同実施事業者名	前田建設工業 株式会社
その他関連事業者名	株式会社山武
事業実施場所	フジミ工研株式会社滑川工場管理棟 (埼玉県比企郡滑川町月輪 1576-1)
事業の概要	本事業は、フジミ工研株式会社滑川工場の管理棟における空調設備の更新という方法によって、施設の系統電力の削減を図るものである。
排出削減量の計画	<p>< 限界電源炭素排出係数使用 > 【限界電源炭素排出係数使用の場合】 2011 年度：5 tCO₂/年 2012 年度：5 tCO₂/年 (事業実施期間合計 10 tCO₂)</p> <p>【全電源炭素排出係数の場合(参考値)】 2011 年度：3 tCO₂/年 2012 年度：3 tCO₂/年 (事業実施期間合計 6 tCO₂)</p>
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2011 年 5 月 16 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新

2 . 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3 . 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年8月25日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：フジミ工研株式会社滑川工場管理棟 (埼玉県比企郡滑川町月輪 1576-1)
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 整備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(氷蓄熱型空冷ビル用マルチ型空調設備)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で74.7年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 MAEDAグループでは2009年度に環境経営を宣言し、「CSR報告書 MAEDAの思い」(2011年11月)で、地球温暖化防止への取組み活動の実績を報告している。今般、MAEDAグループの有力な一員である当該企業は、MAEDAグループにおける環境価値のクレジット化活動の一環として、滑川工場管理棟の空調機の更新に取り組んだ。MAEDAグループの中核である前田建設工業(株)が、本事業共同実施者となり、グループ活動の成果への貢献が期待されていることを確認した。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>

<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 004 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存空調設備よりも高効率の空調設備に更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業により空冷ビル用マルチ型空調設備への更新を行わなかった場合、既存の氷蓄熱型空冷ビル用マルチ型空調設備を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、本事業は活動量を用いないため、活動量のデータ計測可否は不問である。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

4. 特記事項

- ・ 事業実施前の空調にはフロン冷媒 (R-22) を使用していたが、フロン回収破壊法に基づき、回収フロン破壊証明書が発行されており、適切に処理されていることを確認している。

以上